

消防設備協会だより

No.35



平成30年1月1日
 (一社)石川県消防設備協会
 金沢市西泉5丁目93番地
 Tel (076) 242-2882
 Fax (076) 242-9959
 E-mail ishi-ssk@spacelan.ne.jp
 URL : <http://www.issk.or.jp>



目次

1. 新年のご挨拶	2
2. 消防庁長官及び日本消防設備 安全センター理事長表彰	5
3. 平成29年6月以降の主な通知等	6
4. 消防用設備点検報告率の推移	7
5. 防火対象物を訪問しています！	8
6. 消防設備士試験結果等	9
7. 消防用設備等の点検時Q & A	10
8. 平成30年講習期日のお知らせ 及び協会の動き	11

金沢港が本州日本海側の中央に位置し、有名な観光地に近いことに加え、新幹線開業による「レール&クルーズ」が追い風になりクルーズの寄港数が急増しています。

平成28年の30本が平成29年は54本、うち金沢港発着は、本州日本海側トップとなる40本と過去最高を記録しています。また、その内の日本海クルーズでは、前年の乗船率が約9割となっています。

これに合わせて、今年度から港湾関連施設の再整備を始め、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、金沢港が開港50周年の節目を迎える平成32年には、日本海側の拠点港として新たな一歩を踏み出すこととしています。



新年のご挨拶

一般社団法人 石川県消防設備協会
会長 長野 幸浩

新年おめでとうございます。

皆様方には、お揃いで健やかな新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、世界の各地で台風や集中豪雨に伴う河川の氾濫や浸水などの自然災害が発生しており、日本においても、風水害や一昨年4月に発生した熊本地震に続く全国各地での地震などによる大きな被害が相次いでおります。また、一昨年暮れの糸魚川市での大規模火災や昨年2月の埼玉県での倉庫火災をはじめ、全国各地で火災が発生しております。

火山列島である我が国では、いつどこで地震が発生するか全く予測が付きません。火災についても全く油断できないものであります。有事の際はどのように行動すればいいか、私たち一人ひとりが日ごろから防災意識をもち、備えを万全にしておくことが求められております。

消防庁が取りまとめている「消防用設備点検報告率」は、年々僅かずつ上昇しているものの、依然として全国平均で半数にも満たず、残念ながらまだまだその重要性が十分に理解されていないようであり、日頃の定期点検の大切さを更に啓発する必要性が再認識させられています。

「安全と安心」と言う消防・防災に対する社会の関心がより高まりつつある中、これらの業務に従事する我々に課せられた使命もまた大きく、これまでも増して安全対策に関する啓蒙をはかり、信頼を得られる地域社会を築いていかなければなりません。

今年も引き続き点検資格者の養成研修や法定研修を石川県や一般財団法人日本消防設備安全センターの委託を受け実施するほか、会員を中心とする実務研修の内容充実など点検実施者の資質の向上をはじめ、広く地域社会に貢献できる体制づくりを目指していきたくと考えております。

昨年は、当協会が昭和52年11月に社団法人として設立されて以来、創立40周年の節目を迎え、6月6日に通常総会と合わせて記念式典・祝賀会を開催いたしました。これを機に更に地域社会の安全確保に貢献し、信頼を得られる法人を目指したいと決意を新たにしているところであります。

本年も引き続きご指導、ご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

謹賀新年

一般社団法人
石川県消防設備協会

会長 長野 幸浩
副会長 中西 英文

理事 山森 泰嗣
嶋田 昭
本田 実
大地 英
松本 悟一
谷口 敏
村島外三雄
松井 哲之
田中 貴大
日向 敏治
秋田 順孝
池田 康弘
新保 良介
村本 宗和
藤原 康之
切道 泰郎
生口 隆司
早見 悟
中田 久
中谷 千鶴
松代 正範

監事
事務局

松代 正範
中谷 千鶴
中田 久
早見 悟
生口 隆司
切道 泰郎
藤原 康之
村本 宗和
新保 良介
池田 康弘
秋田 順孝
日向 敏治
田中 貴大
松井 哲之
村島外三雄
谷口 敏
松本 悟一
山森 泰嗣
嶋田 昭
本田 実
大地 英
松本 悟一
谷口 敏
村島外三雄
松井 哲之
田中 貴大
日向 敏治
秋田 順孝
池田 康弘
新保 良介
村本 宗和
藤原 康之
切道 泰郎
生口 隆司
早見 悟
中田 久
中谷 千鶴
松代 正範



新春のご挨拶

石川県危機管理監

山本 次作

新年明けましておめでとうございます。新春を迎え、一般社団法人石川県消防設備協会の皆様に謹んでご挨拶を申し上げます。

旧年中は、本県の消防防災行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災や熊本地震をはじめ、近年、日本各地で大きな災害が相次いでいます。昨年も7月の九州北部豪雨や台風第21号に伴う大雨による災害など、毎年のように全国各地で大きな災害が発生したところであり、改めて、日頃からの災害に対する備えの大切さと、地域における防災体制の重要性を認識したところであります。

そのため、県では、防災総合訓練の実施や自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成や活動の質の向上など、万が一の際にしっかりと対応できる体制を整えるとともに、今後とも、防災・減災に向け、市町や関係機関と連携しながら、「自助・共助・公助」の体制のより一層の充実強化を図り、県政の基本的な責務であります県民の安全と安心の確保に万全を期してまいります所存であります。

貴協会におかれましては、火災などの災害から県民の生命・財産を守るため、消防設備士の育成講習事業や全国に先駆けて創設した消防用設備点検済表示制度の推進、消防用設備等の適切な維持管理などを行っていただいております。大変心強く感じております。

一昨年の年の瀬には、新潟県糸魚川市で、約150棟を焼損する大規模火災が発生いたしました。このように大規模な火災が相次ぐ中、初期消火の要である消防用設備の設置や点検の重要性が再認識されており、県民の安全・安心を確保する貴協会の役割は今後ますます大きなものとなっております。

各消防本部においても、消防法令違反等の不備がある施設に対しては、改善を強く指導し、防火安全対策の更なる徹底を図っているところであります。また、消防法令上必要なスプリンクラー設備などの消防用設備等が設置されていない違反対象物について、来年度から、その施設名などを公表する「違反対象物に係る公表制度」が、県内でも順次実施される予定となっております。

県といたしましても、各消防本部と連携し、防火対象物における消防用設備の設置・維持等、防火安全対策の更なる徹底が図られるよう取り組んでまいるとともに、引き続き、貴協会の皆様の更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会の今後ますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭にあたって

石川県消防長会

会長 小谷 正利

平成30年の輝かしい新春を迎え、一般社団法人石川県消防設備協会々員の皆さまに謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素から消防用設備等の設置促進、保守管理の適正化など、様々な消防関連事業にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、最近の国内における災害状況を顧みますと、自然災害が各地で猛威を振るい、7月に発生した「九州北部豪雨」では多くの尊い命が奪われることとなりました。また、9月に発生した台風18号は日本列島を縦断し、九州から北海道にまで及ぶ広範囲な被害をもたらしました。

一方、新潟県糸魚川市の大規模火災や、埼玉県三芳町の倉庫火災に見られるように、これまでに類を見ない大規模かつ特殊な火災も各地で発生しており、日本特有の木造建築物が密集した地域や、社会構造の変化に伴い複雑・大規模化していく建築物など、あらゆる災害シーンを想定した消防体制の強化が求められています。

火災予防行政の面では、グループホームや診療所、ホテルにおける火災を契機として、消防用設備等の設置基準・技術基準の見直しが行われました。その経過措置期限が近づくなか、早急に設置を促し、就寝・宿泊施設の防火安全対策の強化を進めているところです。

また、平成20年に県内全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから今年で10年を迎えることとなります。さらなる設置率の向上はもちろんのこと、既に設置されている住宅において機器の故障や電池切れが懸念されることから、適切な点検・維持管理についての普及啓発を幅広く行っていく必要があります。

これらの防火対策は、地域住民の方々が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現していくうえで一刻の猶予も許されない喫緊の課題であることから、貴協会をはじめとする関係機関との連携をより一層緊密にし、先見性を持ったきめ細やかな消防行政を展開していく所存でありますので、引き続き格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のないより良い一年となりますとともに、一般社団法人石川県消防設備協会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

消防庁長官及び日本消防設備安全センター理事長表彰



消防庁長官式辞

谷口氏に長官表彰

当協会理事の谷口 敏氏（アムズ株式会社代表取締役社長）は、平成29年度消防設備保守関係功労者に選ばれ、消防庁長官から表彰状が授与されました。

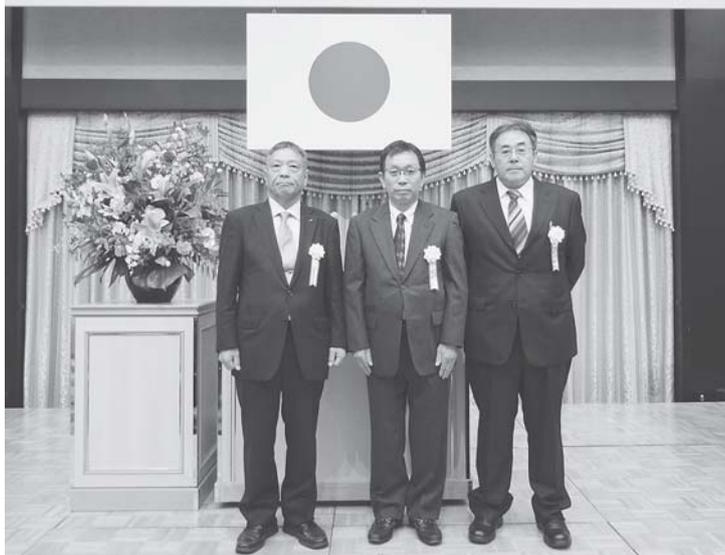
谷口氏は、永年にわたり当協会の役員として消防用設備等の適正な設置、維持管理の適正化又は普及に努め、その功績が顕著であったことが評価されたものです。

消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であったものを消防庁長官が表彰する平成29年度消防設備保守関係功労者表彰及び一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰の表彰式が去る11月2日（木）東京都港区元赤坂の明治記念館で開催されました。



長官表彰を受賞された谷口 敏氏

平成29年度 消防設備関係功労者等 表彰式



左から(一財)北陸電気保安協会石川支店長の山下芳雄氏、源田 武氏、西村智之氏

西村氏、源田氏に理事長表彰

永年にわたり、消防用設備等の適正な設置、維持管理の適正化又は普及に努め、他の模範となると認められた西村智之氏、源田 武氏が一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰を受賞されました。

優良事業所に(一財)北陸電気保安協会石川支店

永年にわたり、消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所として、一般財団法人北陸電気保安協会石川支店が一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰を受賞されました。

平成29年6月以降の主な通知等

発番号	日付	発信者	標 題
消防予 第213号	H29.7.12	消防庁 予防課長	<p>エアゾール式簡易消火器の不具合に係る注意喚起等について 標記の件については、これまでに約72,000本が回収されており、近年は、事故認知件数も減少傾向になっているが、引き続き破裂事故が確認されていることから継続的に注意喚起を願いたい。また、破裂事故を覚知した場合は、消防庁へ報告をされたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象製品 ヤマトプロテック株式会社製「ヤマトボーイKT」及び「FMボーイk」のうち別添2に示す製造ロット番号に該当するもの。 2. 不具合について 製造工程上の不具合により当該エアゾール式簡易消火具容器内面の腐食が進み破裂するもの。 3. 廃棄処分の方法 当該エアゾール式簡易消火具は、消火薬剤を放射することで、容器内の圧力が下がり破裂の危険が排除されるため、消費者自身での薬剤放出及び廃棄処分を依頼している。
消防予 第268号	H29.8.24	消防庁 予防課長	<p>光警報装置の設置に係るガイドラインの運用について（通知） 光警報装置については、聴覚障がい者等に対して火災時の情報を有効に伝達する手段のひとつとして効果が期待されることから、光警報装置の設置に係るガイドラインを示しているが、今般、光警報装置の設置に係る運用について留意いただくべき点を下記のとおり取りまとめたので通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 光警報装置等の設置について 2. 消防設備士でなければ行ってはならない工事について 3. 工事整備対象設備等着工届出書について 4. 消防用設備等設置届出書について 5. 消防検査について 6. 点検及び報告について
消防予 第316号	H29.10.16	消防庁 予防課長	<p>小規模社会福祉施設等に係る実態調査の結果について（通知） 消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物で、床面積が275㎡未満のものについてスプリンクラー設備の設置が義務付けられたが、その実態調査結果が取りまとめられた。</p>
消防予 第330号	H29.10.27	消防庁 予防課長	<p>住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法令上の取扱いについて（通知） 住宅宿泊事業法施行令、住宅宿泊事業法施行規則等は平成29年10月27日に公布され、住宅宿泊事業法とともに平成30年6月15日から施行されることになったことに伴い、届出住宅等の消防法令上の取扱いがまとめられた。</p>

注) 詳細な内容については、当協会ホームページの「TOPICS」欄でご確認ください。また、各種申請様式等については、(一財)日本消防設備安全センターホームページの「法令様式」をご利用ください。

点検報告率は、全国平均で49.2%に！

消防用設備の点検報告率は、前年度の48.2%より上昇したものの、依然として50%を割る状況となっており、規模や用途別、都道府県による格差が大きくなっています。また、近年、小規模な施設において、多数の被害者を出す火災が見られることから、よりきめ細かな法令改正が行われており、更なる制度の周知と適正な点検の実施が必要となっています。

本県の点検報告率は、42.8%で年々少しずつ高くなってきているものの、全国での順位は下位の状況が続いています。

都道府県別消防用設備点検報告率の推移

都道府県名	H27.3.31		H28.3.31		H29.3.31		都道府県名	H27.3.31		H28.3.31		H29.3.31	
	率(%)	順位	率(%)	順位	率(%)	順位		率(%)	順位	率(%)	順位	率(%)	順位
北海道	58.1	6	59.8	5	60.8	5	滋賀県	42.6	24	42.7	26	44.1	25
青森県	44.9	21	44.7	18	46.7	19	京都府	45.0	20	43.6	22	49.7	18
岩手県	62.6	2	60.4	4	56.1	10	大阪府	54.1	7	53.1	12	54.8	12
宮城県	39.4	35	41.4	32	41.9	33	兵庫県	45.9	19	52.1	13	57.5	9
秋田県	32.8	42	35.3	38	36.7	40	奈良県	42.2	26	44.4	21	46.3	20
山形県	43.7	22	44.6	19	41.9	33	和歌山県	32.5	43	33.6	42	37.0	37
福島県	42.6	25	39.5	35	42.4	32	鳥取県	46.9	17	43.3	24	44.8	24
茨城県	29.8	46	31.8	44	30.5	46	島根県	40.5	33	41.5	31	42.9	27
栃木県	31.8	44	30.9	46	32.3	44	岡山県	51.1	14	53.5	11	53.5	15
群馬県	33.4	40	34.4	40	36.1	41	広島県	60.9	4	63.4	2	62.9	2
埼玉県	41.7	27	41.7	29	42.9	27	山口県	54.0	8	56.7	7	53.6	14
千葉県	41.2	29	43.0	25	41.6	35	徳島県	34.9	37	32.7	43	31.6	45
東京都	70.4	1	66.8	1	61.6	3	香川県	30.6	45	31.1	45	35.7	42
神奈川県	46.1	18	43.6	23	45.4	23	愛媛県	59.4	5	59.7	6	61.1	4
新潟県	39.7	34	41.3	33	42.9	27	高知県	40.8	31	42.5	27	43.9	26
富山県	54.0	9	55.6	8	57.8	6	福岡県	51.1	13	49	16	50.7	17
石川県	40.9	30	41.6	30	42.8	30	佐賀県	50.0	15	54.6	9	57.8	6
福井県	32.9	41	34.4	39	34.1	43	長崎県	61.7	3	61.5	3	64.3	1
山梨県	33.5	39	36.4	37	38.1	38	熊本県	51.4	12	51.5	14	52.3	16
長野県	40.6	32	40.7	34	42.8	30	大分県	36.8	36	36.8	36	38.2	37
岐阜県	48.1	16	51.0	15	53.8	13	宮崎県	41.5	28	42.5	28	45.9	21
静岡県	43.4	23	44.5	20	45.9	21	鹿児島県	53.8	11	44.8	17	57.8	6
愛知県	53.9	10	54.3	10	54.9	11	沖縄県	18.0	47	17.6	47	18.0	47
三重県	34.4	38	34.2	41	40.9	36	全国平均	48.0	-	48.2	-	49.2	-

資料：消防庁防火対象物実態調査（但し、H29.3.31の数値は暫定値）

消防法では、防火対象物関係者（所有者・管理者・占有者）に消防用設備等の定期的な点検と、消防機関への報告を義務付けています。（消防法第17条の3の3）

- ・機器点検：6カ月ごと（消火器や自動火災報知設備等の外観や機器の機能を確認します。）
- ・総合点検：1年ごと（機器を作動させて、総合的な機能を確認します。）
- ・点検結果の報告：特定防火対象物（毎年）、その他の防火対象物（3年に1回）

■ ■ 会員の入会・退会のお知らせ ■ ■

〈退 会〉

退会日	事業所名	代表者名	所在地	表示登録番号
H29.6.29	株式会社 井出油店 (賛助会員へ)	代表取締役 井出 清	能美市寺井町る97番地1	—
H29.6.30	有限会社 堂下通信	代表取締役 堂下 幹夫	加賀市松山町イ56-1	17-1-0106
H29.10.31	株式会社 トラスティック	代表取締役社長 新村 嘉利	金沢市問屋町1丁目50番地	17-1-0116

防火対象物を訪問しています！

当協会では、「消防用設備等の点検・報告制度の普及促進と実態把握」等のため、平成22年12月から点検推進指導員が小さな子どもやお年寄りを初めとした不特定多数の方々が利用する防火対象物を中心に訪問しています。(平成29年11月末までに2,145か所訪問)

その中で、法令に定められた6か月ごとの機器点検がなされていないところが見られますので、点検済票に次回点検年月を必ず記入し、期間内に点検がなされるようお願いいたします。

表示登録会員は、高い技術を持っている点検のプロフェッショナル！

消防用設備等に点検済票が貼られていますか？

点検済票（ラベル）は、都道府県消防設備協会が一定の要件を満たしている点検実施者（表示登録会員）に交付するものです。



- ・消防用設備等の点検が適正に行われ、機能が正常であるものに、点検済の表示をし、点検実施者の責任を明確にするとともに、防火対象物の関係者や利用者などに維持管理が適正に行われていることを知らせるものです。
- ・表示登録会員は、消防用設備等の点検が適正に終了した場合には、協会から交付された点検済票を貼付しなければなりません。
(貼付する場所の例：消防用設備等「点検済票表示位置の例」参照)
- ・点検の結果、不良個所があった場合は、点検済票の整備要に○を付けその旨を表示することとしています。

※今年度使用分からは、次回点検欄に全て「6か月後」を印刷しています。

■ ■ 消防用設備等点検状況調査集計表 ■ ■

(点検推進指導員実地調査分：H22.12～H29.11)

施設区分	施設種類	訪問数	未点検数	点検数		協会ラベル	自社ラベル	他県ラベル	未貼付	新設更新
				会員	会員外					
1-口	集会場	5	0	4	1	4	0	0	1	0
	集会場(公民館)	77	3	61	13	61	13	0	0	0
3-口	飲食店	1	0	1	0	1	0	0	0	0
4	店舗(スーパーマーケット)	27	1	23	3	21	1	3	0	1
	店舗(薬局・書店・洋服等)	140	14	114	12	96	13	4	13	0
5-イ	旅館・ホテル	30	0	29	1	28	1	1	0	0
5-口	共同住宅	467	31	403	33	387	33	0	15	1
6-イ	病院・医院	69	0	69	0	67	1	1	0	0
6-口	老人ホーム・障害児(者)施設	416	16	332	68	313	70	5	12	0
6-ハ	老人デイサービスセンター等	60	8	48	4	43	3	0	3	3
	保育所・児童養護施設	355	17	284	54	271	52	0	13	2
6-ニ	幼稚園	29	0	28	1	28	1	0	0	0
7	小・中学校	72	0	72	0	72	0	0	0	0
	高校・専門学校	33	0	31	2	31	0	0	2	0
8	図書館・美術館等	28	0	26	2	26	1	0	0	1
9-口	公衆浴場	1	0	1	0	1	0	0	0	0
11	神社・寺院	1	0	1	0	1	0	0	0	0
12-イ	工場・作業場	105	24	76	5	70	9	0	2	0
13-イ	自動車車庫・駐車場	5	0	5	0	5	0	0	0	0
14	倉庫	28	2	25	1	24	1	0	0	1
15	事業場(事務所)	107	6	94	7	88	10	1	0	2
	事業場(農協)	23	0	23	0	14	2	0	6	1
16-イ	複合施設	64	4	56	4	51	7	1	1	0
16-口	複合施設(物流基地等)	2	1	0	1	0	1	0	0	0
合計		2,145	127	1,806	212	1,703	219	16	68	12
構成比(%)		100.0	5.9	84.2	9.9	79.4	10.2	0.7	3.2	0.6

注：未点検数には、期間内(6か月ごと)の点検がなされていないものも含む。

■ ■ 平成29年度消防設備士試験結果 ■ ■

試験実施日(第1回)平成29年7月2日(日)

試験の種類	受験申請者	受験者数	合格者数	合格率%	試験の種類	受験申請者	受験者数	合格者数	合格率%		
										甲	乙
甲種	特類	4	4	2	50.0	乙種	第1類	17	15	4	26.7
	第1類	84	66	17	25.8		第2類	3	2	2	100.0
	第2類	21	16	6	37.5		第3類	6	5	5	100.0
	第3類	19	10	1	10.0		第4類	68	54	16	29.6
	第4類	116	95	42	44.2		第5類	5	4	2	50.0
	第5類	19	17	4	23.5		第6類	164	136	62	45.6
	合計	263	208	72	34.6		第7類	60	52	26	50.0
甲・乙総合計							586	476	189	39.7	

※ 現住所変更を連絡していますか？

当協会では、消防設備士講習受講対象者の現住所へその都度受講案内をしています。が、「宛先不明」として返戻されるものが多数あります。現住所を変更したら、当協会へ連絡願います。

消防用設備等の点検時 **Q** & **A**

1. 防火対象物点検の届出対象について

- Q** 防火対象物点検において、業者が特定1階段の(16)項イとして防火対象物点検報告書を持ってきたが、1、2階が飲食店で3階は住宅となっている。
この場合、届出の対象となるか。
- A** 特定用途と住宅のうち、特定用途部分が住宅より大きい場合は、住宅を含めてすべて特定用途の適用を受けます。(特定用途の床面積の合計 > 一般住宅の床面積の合計)
この場合は、3階に特定用途が存することになり、防火対象物点検の届出対象に該当します。

2. 政令第8条区画の点検・報告について

- Q** 政令第8条区画は、別々の防火対象物として消防用設備等に関する点検票を作成することになるが、点検・報告に関しては適用されない。
この「適用されない」の解釈について、点検・報告はどのようにするのか。
- A** 消防用設備等について、政令第8条区画ごとに点検し、報告はそれぞれの防火対象物の関係者が提出してもよいし、一つにまとめて全体の防火対象物の関係者が提出してもよいということになります。

3. 自動火災報知設備の感知器の交換について

- Q** (1) 自動火災報知設備の感知器を1種から特殊に交換した。以前の消防設備士講習で、感知器の交換は10個まで着工届が省略され、部品の交換という整備の範囲と聞いたが、消防署からは着工届が必要と言われた。
(2) また、感知器の型式が異なれば同様に着工届が必要と言われた。
すべて着工届が必要なのか。
- A** (1) 感知器の10個までの交換は、同機種のものである必要があります。
今回は1種から特殊への交換であり、これに該当しないので着工届が必要となります。
(2) 同機種で型式の違う場合は、着工届省略に該当します。

4. 共同住宅用自動火災報知設備の点検票の記載方法について

- Q** 共同住宅用自動火災報知設備の点検票(別記様式第31)の(その2)備考8には「票中☆印の欄は、(その4)に住戸等ごとの点検結果を記入すること。」と記載されているが、(その4)備考2「共用部分にあっては、住棟受信機の表示番号又は警戒区域ごとに(中略)記入すること。」とある。(その4)には住戸等以外の部分の記載も必要か。
- A** 別記様式第31(その4)は、(その1)から(その3)に表しきれない個々の状況について補足するものとして記入を要するものです。
よって、共用部分も含めて記入する必要があります。なお、住戸内の部分は、外観上の項目について居住者の自主点検をもって足りるものとなっているため、その場合は備考欄に自主点検である旨を記載してください。

◎平成30年講習期日(予定)のお知らせ

項 目	期 日
消防設備士法定講習(消火設備)	2月13日(火)、14日(水)
〃 (避難設備・消火器)	2月15日(木)、16日(金)
〃 (警報設備)	2月20日(火)～23日(金)
消防設備士試験予備講習(1類・4類・6類)	6月19日(火)～21日(木)
表示登録会員点検実務研究会	8月24日(金)
消防設備点検資格者講習(第1種)	10月9日(火)～10月11日(木)
〃 (第2種)	10月16日(火)～10月18日(木)
消防設備点検資格者再講習(第1種)	11月13日(火)
〃 (第2種)	11月14日(水)

◎平成29年度協会の動き(6月～12月)

会議等名称	日 時	場 所	内 容
消防設備士試験 予備講習	6月20日(火) ～22日(木)	石川県地場産業 振興センター	受講者：第1類、第4類、第6類 計 30人
点検実務研究会	8月25日(金)	石川県地場産業 振興センター	受講者：75人(会員・消防機関職員)
平成29年度 第2回正副会長会議	9月29日(金)	KKRホテル金沢	<ul style="list-style-type: none"> 第3回理事会提出予定案件について 第47回表示管理委員会提出予定案件について その他
平成29年度 第3回理事会	9月29日(金)	KKRホテル金沢	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度一般会計事業の実施状況について その他 安全センター理事長表彰の決定について 会員の入退会状況について
第47回消防用設備等 点検済表示管理委員会	9月29日(金)	KKRホテル金沢	<ul style="list-style-type: none"> 点検推進指導員の防火対象物訪問状況について 点検済票の交付状況について その他
消防用設備 点検資格者 再講習	第1種 10月18日(水)	石川県地場産業 振興センター	受講者：66人
	第2種 10月19日(木)		受講者：63人
平成29年度東海北陸 消防設備協会連絡協議 会総会	10月26日(木) 27日(金)	静岡県静岡市 ホテルセン チュリー静岡	<ul style="list-style-type: none"> 他の都道府県から当該都道府県を通じ点検済証の交付申請があった時の点検事業者名・電話番号等及び点検済証の送付先について 消防用設備等点検報告率の向上策について
平成29年度都道府県 消防設備協会会長会議 及び消防設備関係功労 者等表彰式	11月2日(木)	東京都港区 元赤坂 明治記念館	<p>(会長会議)</p> <p>講演1：最近における予防行政の動向について</p> <p>講演2：消防用設備等保守業務の適正化の推進(表彰式)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防庁長官表彰 保守関係功労者：谷口 敏氏 安全センター理事長表彰 保守関係者：西村智之氏、源田 武氏 優良事業所：(一財)北陸電気保安協会石川支店

その安全、 期限切れでは？

消防設備には「定期点検」が欠かせません。

万一のとき大丈夫？

確実な作動のために
定期点検と消防機関への
報告が消防法で
義務づけられています。

点検の時期はいつ？

機器点検は6ヶ月ごと、
作動させての総合点検は
1年ごとに。

だれが点検するの？

消防整備士など
専門知識のある
有資格者の点検が
必要です。



点検済証は点検が適正に行われ、
機能が正常であることをお知らせしています。
点検済証ミールで点検時期をご確認ください。

製造から10年を経過した消火器は、
全て耐圧性能点検が義務付けられています。



一般社団法人 石川県消防設備協会

〒921-8043 石川県金沢市西京5丁目93番地 石川県浄化槽会館2階

TEL(076)242-2882

<http://www.issk.or.jp>